

● 私たちにできることは?

- ・ヤングケアラーの存在に気づくこと
- ・地域における、周囲の大人やコミュニティの支援
- ・ヤングケアラーが抱える負担を軽減するために、話を聴き、理解を示すこと
- ・「何か変だな」と感じたら、地域の大人が勇気をもって声かけ
→声かけがきっかけで、必要な支援につながるケースも
→「地域の人を大切にしよう」という心をもつことが第一歩
- ・「自分には関係ない」と思わずに、関心をもち続けること
- ・ケアラーの気持ちを尊重し寄り添うこと

大切なのは、ヤングケアラーについて、
どんな状況にあるのか正しく知ること、
そしてその子たちの声を聞き、
一人にさせない周りのサポートです。



あとかぎ

私たちが暮らす地域を、住民同士で声をかけ合い、支え合い、助け合える地域にしていくこと。そして多くの子どもたちの生活の中心にある学校で、誰もが大切にされる仲間づくりを進めることが、ヤングケアラーについて向き合ううえで大切な要素なのかもしれません。また、ヤングケアラーとは言われない子どもに対しても、子どもの最善の利益という視点で、子どもたちの姿を見つめる必要があるのではないのでしょうか。

倉吉市人権教育研究会(通称「市人研」)会員募集

私たちは、差別の現実学びながら、「部落差別をはじめあらゆる差別の解消」をめざして研究を進め、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」への理解を深め、自分にできることを大切にしながら活動しています。

あなたもあらゆる差別の解消に向けて活動をしてみませんか。どなたでも加入できます。皆様のご加入をお待ちしています。

○会費：年間1,000円

○事務局：倉吉市役所 第2庁舎3階 人権政策課内

TEL:22-8130 FAX:22-8230

E-MAIL:jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

みんなでつくる 住みよいまち



くらよし

No.18 (2026年3月)

発行 倉吉市人権教育研究会
市民活動委員会

ヤングケアラーを知っていますか? ～寄り添い支え合う社会の輪を広げよう～

皆さんは『ヤングケアラー』という言葉を知っていますか?

子どもたちに関係する社会的な課題として「こどもの貧困」「こども食堂」「こどもの居場所」といった言葉をよく聞くようになりました。ヤングケアラーもそのうちの一つです。

「聞いたことはあるけれど、どういう意味なのか分からない」という人もいるかもしれません。

子育て世代の保護者はもちろん、地域で子どもたちを見守り、育てていく私たち大人にとっても、ヤングケアラーについて知っておくことは大切です。



ヤングケアラーとは

本来大人や社会が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを、**日常的かつ過度に行い、自らの学業や生活・就業への影響を受けている子ども・若者のこと**

子どもや若者が、家事や家族の世話をすることは、一般的にはよくあることです。

周囲からは「よく家の手伝いをするいい子だ」「家族を助けている優しい子だ」と見えますが、実際には、**過度な手伝い・世話をしていることに気づかれていないだけなの**かもしれません。

当事者である子どもたちも、「自分のしていることは家族にとって当たり前のことだ」と思い、自分自身の困りごとになっていない状況があります。

もしかすると、私たちの身近にいる子どもたちや若者も、ヤングケアラーに該当するのかもしれません。



● ヤングケアラーのなにが問題か

- ・家事や家族の世話がずっと続くことで、
子ども自身の勉強や友達との遊びの時間が奪われる
→子ども自身の人間的成長、社会的成長にも影響を与えてしまう
- ・家のことで疲れ果ててしまい、学校に行けなくなることもある
- ・**大人に心のゆとりがないため、**
わが子に家事等を任せすぎていることに気づけない
- ・子どもがヤングケアラーかどうかは表面に現れにくく、
相談体制・支援体制が十分とは言えない



子どもたちの生きる社会は、人権を大切にできる社会になっているのでしょうか？
また、そこに生きる私たちは、ひとを大切にできる、心にゆとりのある生活が送れているのでしょうか？子どもの人権を保障することが大人や社会の責任です。

こんな事例も… どんな対応が考えられるのでしょうか？

事例1

ケアラーは小学生。現在は不登校。親から「家にいるなら（幼い）きょうだいの世話をしなさい」と言われる。家にいたくはないが、不登校で学校には行きづらく、落ち着ける場所がどこにもない。「消えてしまいたい」と思い、自殺を図った…

事例2

ケアラーは21歳の大学生。高校卒業後、大学進学のために親元を離れて暮らしていた。シングルマザーで一人暮らしの母親が体調を崩したため、大学を休学し母親の看護のために実家に戻った。看護を続けるうちに、「同級生が就職活動をする中、**自分はいつまでこの状態が続くのだろうか。そもそも復学はできるのだろうか**」と悩んでいる。

● ケアラーの声



信頼して見守ってくれる大人がいてほしい



家族の世手で困ったときに
相談できる場所・相手がほしい



相談窓口があることを知らなかった



相談しても悩みや困難が解決しそうに思えない



家族の問題だから、相談しづらい…

⇒困難な現状や深刻な悩みをひとり（家庭内）で抱え込んでしまい、声をあげることで利用できる生活支援・人権保障にたどりつけない。

ヤングケアラーの相談窓口

○鳥取県ヤングケアラーLINE相談窓口

家族のお世話や介護、学校・進学・就職のことなど、LINEで相談してみませんか？



LINE相談窓口
QRコード

(平日)

○倉吉児童相談所（倉吉市宮川町2丁目36）

☎0858-22-4152



(夜間・休日)

○いじめ110番（鳥取県教育委員会 生徒支援・教育相談センター）

※ヤングケアラーの相談も受け付けています

☎0857-28-8718

